

開かれた市政を目指して

人事行政の運営状況を公表します

本市では、市の人事行政の運営等の状況を市民の皆さんに公表することにより、その公正性・透明性を高めることを目的に、「鳴門市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を平成17年4月1日に施行し、市職員の給与・定員管理の状況、任免や服務などの状況等について公表しています。

市職員の任免及び職員数に関する状況

1. 市職員の任免の状況

(1) 職員の採用・退職の状況

・職員の採用試験の状況

(平成25年度)

区分	申込者数	受験者数	採用者数	競争率
(上級)一般行政事務職	98人	75人	5人	15.0倍
(初級)一般行政事務職 <身体障がい者>	1人	1人	0人	—倍
(上級)土木技術職	3人	2人	1人	2.0倍
(上級)建築技術職	1人	1人	1人	1.0倍
社会福祉士	8人	6人	2人	3.0倍
管理栄養士	19人	16人	1人	16.0倍
消防職	18人	15人	3人	5.0倍
消防職 <救急救命士>	3人	3人	1人	3.0倍

・職員の選考審査の状況

(平成25年度)

区分	申込者数	受験者数	採用者数	競争率
幼稚園教諭	28人	23人	3人	7.7倍

(注) 採用者数は(上級)建築技術職を除き、平成26年4月1日採用者の数です。

・退職の状況

(平成25年度)

定年退職	その他	合計
25人	10人	35人

2. 市職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		25年	26年		
一般行政部門	議会	7人	7人	0人	
	総務企画	106人	105人	-1人	組織・機構改革に伴う減
	税務	24人	23人	-1人	欠員不補充
	民生	78人	75人	-3人	欠員不補充
	衛生	80人	78人	-2人	欠員不補充
	農林水産	14人	13人	-1人	欠員不補充
	商工	13人	14人	1人	組織・機構改革に伴う増 業務の増加
	小計	360人	354人	-6人	
部特別行政門政	教育	136人	130人	-6人	欠員不補充
	消防	73人	73人	0人	
	小計	209人	203人	-6人	
会公計営部企業等	水道	25人	27人	2人	組織・機構改革に伴う増
	下水道	9人	9人	0人	
	その他	49人	42人	-7人	競艇事業一部休止調整
	小計	83人	78人	-5人	
	合計	652人	635人	-17人	

(注) 職員数は一般職に属する職員の数です。

(2) 年齢別職員構成の状況

(各年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	職員数	25年 4人 26年 0人	19人 23人	62人 52人	72人 73人	72人 87人	54人 43人	55人 60人	61人 62人	57人 55人	69人 66人	115人 101人	
構成比	25年 0.6% 26年 0.0%	2.9% 3.6%	9.5% 8.2%	11.0% 11.5%	11.0% 13.7%	8.3% 6.8%	8.4% 9.4%	9.4% 9.8%	8.7% 8.7%	10.6% 10.4%	17.6% 15.9%	1.8% 2.0%	100.0% 100.0%

(3) 定員適正化の状況

(各年4月1日現在)

区分	普通会計部門		公営企業等会計部門		計	
	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減
平成25年	569人		83人		652人	
平成26年	557人	-12人	78人	-5人	635人	-17人

(注) 増減数は、普通会計と公営企業等との部門間の異動も含んでいます。

(4) 再任用職員に関する状況

・再任用職員の任用状況

再任用制度とは、長年培った能力・経験を効率的な行政運営に有効に活用するとともに、我が国が本格的な高齢社会を迎える中、公的年金の支給開始年齢の引上げが行われることを踏まえ、雇用と年金との連携を図るための地方公務員法に基づく制度です。本市の再任用職員は週31時間以内の短時間勤務職員として任用しており、給料月額は14万3,845円～17万720円、期末勤勉手当の年間支給月数は2.1月(平成25年度)となっています。

(各年4月1日現在)

職名	主事	技師	栄養士	調理員	計
平成25年	1人	3人	0人	7人	11人
平成26年	3人	4人	1人	5人	13人

市職員の給与等に関する状況

職員の給与制度は国家公務員の給与制度に準じて、市の条例によって定められています。なお、ここに記載している給与などは、すべて税や各種保険料を引く前の額です。

1. 市職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	24年度 人件費率
25年度	60,983人	231億8,644万円	3億1,844万円	47億5,497万円	20.5%	21.9%

(2) 職員給与費の状況(各年度普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与 与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
25年度	569人	20億4,987万円	3億7,815万円	7億2,988万円	31億5,790万円	555万円
26年度	563人	20億1,264万円	3億7,651万円	7億1,638万円	31億553万円	552万円

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数及び給与費は当初予算に計上された数値です。

(3) ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日現在)

平成24年	102.0	参考値	平成24年	94.2
平成25年	102.4	参考値	平成25年	94.6

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

参考値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(各年4月1日現在)

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	平成25年	40.75 歳	29万5,675円	36万1,841円
	平成26年	40.84 歳	29万5,908円	37万 4円
技能労務職	平成25年	51.66 歳	30万1,929円	33万7,570円
	平成26年	52.16 歳	30万6,312円	34万2,538円

※平均給料…職員の基本給の平均、平均給与…給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものの平均

(5) 一般行政職員の初任給の状況

(各年4月1日現在)

区 分	鳴門市		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
大学卒	平成25年	17万2,200円	18万4,200円	17万2,200円	18万4,200円
	平成26年				
高校卒	平成25年	14万 100円	14万8,500円	14万 100円	14万8,500円
	平成26年				

(6) 一般行政職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(各年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	平成25年	24万4,829円	28万9,175円	33万6,149円
	平成26年	24万4,320円	29万1,371円	35万4,322円
高校卒	平成25年	—	24万3,600円	29万4,600円
	平成26年	—	25万4,200円	27万9,100円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	平成25年		平成26年	
		職員数	構成比	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	71 人	23.9 %	61 人	20.5 %
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	32 人	10.8 %	40 人	13.5 %
3級	係長、主任の職務又はこれに相当する職務	61 人	20.5 %	64 人	21.5 %
4級	副課長の職務、かいの長の職務、主査・副主査の職務、特に困難な業務を分掌する係長・主任の職務	41 人	13.8 %	43 人	14.5 %
5級	困難な業務を処理する副課長・かいの長・主査・副主査の職務	38 人	12.8 %	37 人	12.5 %
6級	課長の職務、主幹の職務	38 人	12.8 %	36 人	12.1 %
7級	部長・理事・副部長・参事の職務	16 人	5.4 %	16 人	5.4 %
計		297 人	100.0 %	297 人	100.0 %

(注)1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 一般行政職員の昇給期間短縮の状況

25年度	職 員 数 (A)	297人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	0人
	比 率 (B)/(A)	0%

2. 市職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鳴門市			国		
(25年度支給割合)			(25年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.225 月分	0.675 月分	6月期	1.225 月分	0.675 月分
12月期	1.375 月分	0.675 月分	12月期	1.375 月分	0.675 月分
	計 2.60 月分	1.35 月分	計 2.60 月分	1.35 月分	

(2) 退職手当

(平成26年4月1日現在)

鳴門市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	1,003 万円	2,000 万円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当

(平成25年度)

支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	10万2,678円
職員全体に占める手当支給職員の割合	全職種 36.5%
手当の種類(手当数)	16手当
支給額の多い手当	クリーンセンター従事職員の手当
多くの職員に支給されている手当	保育所従事職員手当、消防職員の手当

(4) 時間外手当

(平成25年度)

支給実績(25年度決算)	1億3,463万円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	24万1,707円

(5) その他職員手当の状況

(平成25年4月1日現在)

扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族は6,500円 配偶者がなく、扶養親族がある場合は1人目は11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子は5,000円加算
住居手当	借家(家賃-23,000円)÷2+11,000円=支給額(最高27,000円)
通勤手当	交通機関 定期代金額(最高55,000円) 自動車等 2キロ以上60キロ未満 距離に応じ2,000円~23,600円 60キロ以上 24,500円

3. 特別職の報酬等の状況

(平成25年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
市長	給料	67万 500円	(平成25年度支給割合) 6月期 1. 4月分 12月期 1. 55月分
副市長	給料	60万6,900円	
議長	報酬	47万7,000円	
副議長		41万1,000円	
議員		38万9,000円	

(注) 市長・副市長の給料については市長25%、副市長15%の減額後の額です。

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(標準的なもの) (平成25年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	60分	土・日曜日

(2) 休暇等の取得状況(平成25年)

年次有給休暇平均取得状況	7.9日
介護休暇取得者数	0人
育児休業取得者数	11人

(3) 主な休暇制度の概要

(平成25年4月1日現在)

休暇の種類	内容・取得条件等	取得可能期間
年次有給休暇	前年の繰越しとして20日の範囲内で繰越すことができる	1年に20日
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として必要な検査、入院を行うとき	必要期間
ボランティア休暇	職員が自発的かつ無報酬で社会貢献活動を行うとき	1年度に5日以内
結婚休暇	職員が結婚したとき	5日以内
産前休暇	一定期間以内に出産する予定である職員が申し出たとき	分べんの予定日前8週間
産後休暇	職員が出産したとき	出産日の翌日から8週間
配偶者出産休暇	職員の配偶者が出産したとき	出産当日から3週間の期間内に2日以内
家族看護休暇	職員の家族を看護する必要があるとき	1年(1月1日～12月31日)のうち5日以内
介護休暇(無給)	職員の親族が負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり介護しなければならなくなったとき	連続する6ヶ月の期間内

職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

職員がその責務を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は免職、休職、降任、降給があります。

(平成25年度)

処分内容	処分者数	処分手由
免職	0人	
降任	0人	
休職	3人	心身の故障による
降給	0人	

(2)懲戒処分の状況

職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持する目的で、一定の義務違反に対して職員にその道義的責任を負わせる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給、戒告があります。

(平成25年度)

処分内容	処分者数	処 分 事 由
免 職	0人	
停 職	0人	
減 給	0人	
戒 告	0人	

職員のサービスの状況

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で専念しなければなりません。

職員には、命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事・政治行為の制限などが課せられています。

職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員の研修の状況

市では地方公務員法第39条の規定に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため各種の研修を実施しています。

主な研修は次のとおりです。

○市主催研修

(平成25年度)

研 修 名	受講者数	研 修 名	受講者数
新規採用職員研修	21 人	人事考課者研修	15 人
処務・経理事務研修	82 人	人権問題啓発推進者養成講座(5回)	53 人
普通救命講習会(4回)	57 人	参画型人権問題啓発推進者養成講座(4回)	37 人
接遇研修(2回)	36 人	人権行政研修	32 人
政策法務研修	22 人	新規採用職員人権文化祭研修	19 人
メンタルヘルス研修(2回)	25 人	自衛隊内生活体験研修	16 人
交通安全講座(14回)	619 人	新消防団員訓練等参加研修	18 人
防災研修(8回)	475 人	自治基本条例と協働のまちづくり行政行動指針研修会(6回)	114 人
ハラスメント対策研修	17 人	広報戦略プラン・パブリシティ図ニューアル研修(4回)	40 人
市主催研修受講者数計			1,698 人

(注) 複数回開催した研修の受講者数は累計で示しています。

○県・市町村職員研修協議会主催研修(県自治研修センター)

(平成25年度)

研 修 名	受講者数	研 修 名	受講者数
新規採用職員研修(前期・後期)	37 人	パソコン研修	24 人
職員研修Ⅰ	14 人	地方公営企業法改正対応研修	3 人
職員研修Ⅱ	11 人	契約事務講座	8 人
係長級研修	18 人	困難クレーム対応研修	1 人
課長補佐級研修	11 人	男女共同参画セミナー	1 人
課長級研修	15 人	情報技術支援講座	3 人
育休等復帰支援講座	5 人	フィジカル・コンディショニング講座	1 人
メンター(新人職員指導者)養成講座	11 人	国際戦略講座	2 人
法制執務講座	16 人	教養講座(2)	1 人
行政法入門講座	1 人	教養講座(3)	1 人
事例で学ぶ民法講座	5 人	防災対策研修	2 人
簿記講座Ⅰ・Ⅱ	2 人	自然災害のリスクマネジメント講座	2 人
県・市町村職員研修協議会主催研修受講者数計			195 人

○派遣研修 (平成25年度)

派遣研修先	受講者数
自治大学校・市町村職員中央研修所での研修他	15人

(2) 人事考課制度

職員育成、活用、公正な処遇を実現するための基礎資料の一つとするため、職員の勤務成績の評定を行っています。職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の成果、職員の仕事に対する取り組みの状況等を、一定の基準と手続きに基づいて実施しています。

職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法により徳島県市町村職員共済組合(学校職員については、公立学校共済組合)が実施しています。また、職員の福利厚生事業として(財)徳島県市町村職員互助会や鳴門市職員共済会により人間ドック助成等の事業を実施しています。

(1) 健康診断の状況(平成25年度)

区分	受診者数
一般定期健康診断	196人
人間ドック	340人

(2) 公務災害の認定状況(平成25年度)

区分	認定件数
公務災害	3件
通勤災害	0件

(3) 措置要求、不服申立の状況

職員は給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置を執られるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服を申し立てることができます。

公平委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定により設置されており、これらの要求や処分が適当であるか審査し、必要な場合は勧告・指示することができる独立した機関です。

(平成25年度)

勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立の状況	0件